

【きびしんカーライフプラン】

【2019年10月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしんカーライフプラン
2. ご利用いただける方	●次の条件をすべて満たし、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ①申込時年齢が満20歳以上の方 ②安定継続した収入のある方 ※年金収入の方も対象となります。 ※派遣社員・パート等の非正規社員の方は安定継続した収入があると認められる場合は対象となります。 ③当金庫の会員となれる方 ・当金庫の地区内の住所または居住を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。 ●就職内定者の方の特例制度 以下の①～③の条件をすべて満たす方は特例制度が利用できます。 ①満20歳以上30歳未満の方 ②就職内定先が発行する内定を証明する書類を提出できる方 ③申込金額が200万円以内の方 ※6ヶ月以内または就職月の翌々月まで元金返済の据置が出来ます。
3. お使いみち	●申込人またはその配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫が使用する家用自動車、オートバイ(原動機付自転車)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車免許取得費用 ⑤自動車保険費用 ⑥車庫設置費用 ⑦上記①～⑥を資金用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料 《ご注意事項》 ※事業性資金、個人間売買による購入費用、支払先が申込人またはその配偶者・親(配偶者の親を含む)・子が営む法人・自営業となる資金、支払済資金の場合はご融資の対象となりません。
4. ご融資限度額	●1万円以上1,000万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	●1年以上10年以内
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率を適用させていただきます。 【当金庫長期プライムレート連動型】 ◎利率の見直しは、毎年10月1日を利率見直しの基準日として、年1回見直しを行います。見直し後の新利率は12月の約定返済日の翌日から適用されます。 【全期間固定金利型】 ◎原則として、借入期間中の利率の見直しは行いません。但し、金融情勢の変化、その他の事由により見直すことがあります。 《ご注意事項》 ※原則として、当初のご融資利率は、実行日現在の利率となり、お申込日現在の利率とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※当金庫長期プライムレート連動型は、お申込金額100万円以上の場合に限りご利用できます。 ※当金庫長期プライムレートとは、当金庫が決定した長期最優遇貸出金利です。
7. ご返済方法	●元金均等割賦返済、元利均等割賦返済 ●ボーナス併用返済も可能です。(但し、ご融資金額の50%以内です)

	<ul style="list-style-type: none"> ●元金の据置期間は6ヶ月以内です。 ●産前産後休業または育児休業中の方は、上記6ヵ月間の元金据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可(当該期間分のご融資期間延長も可)
8. 保証人・担保	●(一社)しんきん保証基金が保証しますので不要です。
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●ご融資利率に保証料率(年0.78%)を上乗せいたします。 ●繰上げ返済をされた場合でも、保証料の返戻はありません。
10. 手数料(税抜表示)	<ul style="list-style-type: none"> ●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利) 5,000円 ●繰上げ返済手数料 5,000円
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ご融資金額は、購入業者等に振込みとなります。 ●お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。 ●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●消費者ローン商品の内容、現在のご融資利率、ご返済額の試算、資金計画、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

吉備信用金庫

2019-208